

議事日程(第4号)

平成23年3月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

2番 丸山 年弘君	3番 首藤萬壽美君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君

欠席議員(3名)

1番 田原 宗憲君	4番 塩田 文男君
20番 繁永 隆治君	

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君	書記 則松 美穂君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
教育長 .....	神 宗紀君		
会計管理者兼会計課長 .....			畦津 篤子君
総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君

企画振興課長	..... 渡邊 義治君	人権課長	..... 松田 洋一君
住民課長	..... 福田みどり君	税務課長	..... 田村 一美君
福祉課長	..... 中野 誠一君	建設課長	..... 田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長	..... 久保 和明君		
上水道課長	..... 中嶋 澄廣君	下水道課長	..... 久保 澄雄君
総合管理課長	..... 吉田 一三君	商工課長	..... 石川 武巳君
環境課長	..... 永野 隆信君	学校教育課長	..... 田中 哲君
生涯学習課長	..... 田原 泰之君	監査事務局長	..... 川崎 道雄君
清掃センター長	..... 田村 修乃君		

質問者	質問事項	質問の要旨
塩田 昌生	1. 新規就農者支援について	築上町の農業就農の高齢化を解消すべく若者の就農を促す政策が求められていると思う。4月よりわずか一名であるが、24歳の岐阜県出身の青年を採用することになっているが、町としての就農者の支援を行う相談窓口を求めたい。
工藤 久司	1. 町職員の不祥事について	その後の対策と指導はどうなっているか。 そのほかの協議会等の調査はしたのか。
	2. 公共施設の利用について	現在ある施設の利用状況。 見直しと計画は考えているか。
平野 力範	1. 職員の不祥事事件について	二度とこの様なことが起きない対策について 職員の倫理、モラルの徹底について
	2. 地球環境問題について	職員の剪定木の焼却処分は違法ではないか。 剪定木の処理機械(チップ化)の導入についてどう思うか。 森林被害(シカ、イノシシ)の対策について
	3. 農家戸別所得補償制度と減反政策について	耕作放棄地解消緊急対策の内容と当町の今後の取組みについて問う。
	4. 町民の税や料金の不公平感を問う	水道料金の統一(合併後5年以内)の問題は、どうなっているか。 不納欠損について知らされていない町民からは不満の声にどう答えるか。
西畑イツミ	1. 住宅リフォーム助成制度の創設について	住宅リフォーム事業は、経済対策としても効果大きい、築上町でも実施の検討は出来ないか。
	2. 幼稚園保育料の補助について	現在の補助額を引き上げることは出来ないのか。
	3. TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の影響について	TPPへの参加で町の農産物に対する影響をどう考えているか。
宮下 久雄	1. 東九州コミュニティー放送(株)の今後の方向性について	役員体制 赤字解消策 事業の継続性
	2. 入学式、卒業式の男女混同の入場行進について	教育的意義 横並びが平等と考えるのか。 量の平等と質の平等をどう考えているか。

午前10時00分開議

議長(成吉 暲奎君) 皆さん、おはようございます。会議を開く前に皆さんに報告いたします。

きのう義援金の募金のことにつきまして皆さんに設置場所を報告するというので申しておりましたが、設置場所は本庁住民課のカウンター並びに築城支所総合管理課前に設置しております。募金をよろしく願います。

そして、この件につきましてきょう12時半から、我々議会はどのように対応していくかということで全協を開きたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

それでは、改めておはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第1. 一般質問

議長(成吉 暲奎君) 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。発言は、昨日の続きの議員からといたします。

それでは9番目、6番、塩田昌生議員。塩田議員。

議員(6番 塩田 昌生君) おはようございます。私、きょう来てすぐ則松さんから弁当を買えと言いましたけど、弁当は要らんと、そのお金で義援金に回してくれと、そういうことです。上げてやってください。よろしく願います。

では、質問にまいります。新規就農者の支援について質問いたします。

現在、築上町ではそういう支援窓口が余り見当たらんようにもあります。隣のみやこ町は、そういうのは犀川町時代からしております。ちょっと椎田のほうは緑の協力隊とか、格好はいいけど、後の補佐がちょっとないみたい、その点よろしく願います。町長、今後の方針よろしく願います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

産業課長(久保 和明君) 産業課の久保です。新規就農者の支援につきましては、町の農業振興連絡協議会が中心になって、協議会のメンバーとしては町の産業課、JA、農協の各グリーンセンター、そして普及センターと農業共済組合で構成されております。それぞれの分野で協力して、新規就農者の支援を行っているということで、産業課に相談していただければ、指導と助言を行っております。営農指導については、JA、普及センターなどで各機関につなげていっております。新規就農者に対する側面的な支援ということで、町は行っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(6番 塩田 昌生君) 今度は緑の協力隊が築上町がええということで、ぜひ寄らせてくれと、そういう話がありまして、いろいろ探してみたけど、ええところというんですか、泊まる場所、お金の問題、そういうところが難しいんですね。そういう何かお金を出すと、一時金を出すとかというような方法は何かないでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

産業課長(久保 和明君) 産業課の久保です。新規就農者に対するそういった予算的な支援というのは、今回当初予算には盛り込んでおりません。今後検討する課題だと思っております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(6番 塩田 昌生君) みやこ町はそういう条例を出して、速やかに実行しているそうです。現在、みやこ町は3人ですか、就農しております。ぜひよろしく願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 新規就農者の助成策ということで、本町ではそういう策は今までとっておりません。一応県のほうにそういう新規就農支援ということで、これは認定農業者に限るわけでございますけれども、就農した場合には、いわゆる準備金ということで、月々20万ぐらいの給与に見合うものが、たしか1年はもらえないけど、11カ月か12カ月もらえるような制度がございます。もし、これに当てはまれば、そういう制度に県のほうに申請をしていくという形になるかと思っておりますけれども、今町のほうで新しく新規就農という形で、いろんな要件が備わらなければ、なかなか就農者というのはあらわれないし、そしてまた集落で受け入れるという、そういう合意も整ってなければということで、検討課題は検討課題として、今後新しい、いわゆる農業を始める人を新規就農といえ、本町に住む人、それからよそからこっちに移住してくる人と、いろいろなケースが考えられると思っております。

そういう形の中で、条件がかなうような形であれば、そういう町独自の施策も今後は検討しながらつくっていった方がいいのではなからうかなと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 塩田議員。

議員(6番 塩田 昌生君) よろしく願いいたします。福岡県はそういうあれはないんですか、長野県とか、向こうのほうはネットで調べたら物すごいあるんですね。今後よろしく検討のほどお願いします。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) お疲れさまでした。

.....  
議長(成吉 暲奎君) それでは、次にいきます。10番目、5番、工藤久司議員。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問ですが、あってはならない町職員の不祥事が起きました。その後、いろんな対策等、また職員に対する指導等はしてると思っております。町長、副町長に、まず最初に再発防止に向けての決意のほどをお聞きしたいと思っております。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) あってはならないことということで、当然これは本当に町民の皆さんに迷惑をかけたと思っております。そういう形の中で、これはどういいますか、倫理の問題なんですね。これは職員の倫理、これがどういふふうな形で倫理観を養ってもらうかと、これは当たり前のことなんですけど、当たり前のことができない人を採用しておったという、これも一つ問題があるかと思っております。

そこのところで、採用のときからそういう問題もちょっと、いわゆる面接試験の中で少し考慮をしながら、といってもなかなか難しいんですね。長期研修で面接をやって採用を決めていとか、そういう形になれば、その人の持ち味がわかるんだけど、たった10分程度の面接という形ではわかりにくいということで、今後そういう試験採用にまで及ぶような形で、ある程度1日間の面接とか、何かそういうのも考え、また面接の方法も考えていくという形をとったほうがいいのかどうかという、私、今個人なりに思っておるので、あと一応会議でどうするかというのも

決めていこうとは思っておりますけれど、今までの試験のやり方、それではちょっと判断がつきにくい。本当はこういう職員はおらないという今まで性善説で来てますけど、チェックも厳しくやっていかないかなかなと思って、ないのが当たり前と思ってますから、実際ですね。皆さん、議員の皆さんもないのが当たり前とおっておりますし、我々も性善説ということで、こんなことは絶対職員はないんだという形で来てるけど、それが往々にして起こると。

だから、そういう形の中では、いわゆるそれぞれの職員の行動あたりも管理職がきちんと把握をしていく必要があるのではなかろうかということで、今後は、一つは、いわゆる勤務成績等々の中で、そういう面も少しわかるような形で、管理職がもう少し気をつけて、個人の行動あたりを厳しくチェックをしていくということも必要ではなかろうかなと、このように考えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 今回の事件については、本当にまことに住民の皆様にも築上町の信用、信頼をなくしたということで御迷惑かけました。

ただ、先ほど町長が申しましたように、我々も職員となった以上、その職員を信用して日々の業務に接しております。そして、そういう中からこういう問題が起こったということになれば、今後は厳しく研修、訓示等を通じて職員に接していかなければならないのかなと思っております。

ただ、訓示のときに言いましたように、今公務員は世間の厳しい目と申しますが、視線でさらされております。そういうふうな中で、公務員の職並びに給与に恥じないような形で仕事をしてほしいということは、職員には強く求めています。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 今町長、副町長が言ったとおりだと思います。確かに採用した時点ではわからないけども、職員としてのとるべき、あるべき姿という、そういう研修というのは絶対必要であると思います。事件が起こってから、全協の中では厳しく指導をしていくということでしたので、その後どのような指導、また教育等が行われたのか、どういう層というか、職員を対象に行われたのかを聞きたいと思っております。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。昨年末あたりから職員の職務怠慢による事務のミス、あるいは不適切な事務の執行というようなことで、職員に気の緩みといったものが見られましたので、副町長が全職員を4回に分けて研修を行っております。

ただ、1月の公金横領という事件が、その研修後に発覚いたしましたので、改めて研修に参加した職員を対象にレポートの提出を求めています。そのレポートの内容を読みますと、法令遵守に関する自覚が促された、あるいは思い直すいいきっかけになったというような記載も多数ございます。そういったことで、今回の4回に分けての全職員の研修は法令遵守に関して職員が改めて考えるいい機会ではなかったかと、またその自覚を促す結果につながっているというふうに考えております。

それから、事件発覚後は本庁と支所で、副町長が全職員を対象に訓示を行っております。当然法令遵守に対

する訓示でございます。その後、2月下旬に採用10年以下の職員を対象に財政課とともに、財務、それから文書事務に関する研修を行いました。これは参加者が40名程度おります。

なお、管理職につきましては今年度末で課長職6名の方々が入れかわる予定でございますので、新年度に入りましてから管理職研修を別途行いたいというふうに考えております。その研修の内容は、まだ固まっておりませんが、新年度予算が可決されれば7回程度の予算を計上させていただいておりますので、かなり充実した研修ができるのではないかと考えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 研修等は当然するべきだろうし、今レポートの内容を聞くと、改めて法令遵守というものについて勉強させられたということに関しては、そういう研修というのは意味があったのではないかなと思います。今回の事件も1名の方は懲戒免職ということで、もう一名の方は減給と降格ということだったんですが、私がこう考えるのに金額の問題なのか、物の問題なのかというところはやっぱりあると思うんですね。

ですから、金額が大きければ懲戒免職、少なければ減給というようにも感じる場所もありますし、そこは今後しっかりとした対応がないと、ある意味事例をつくったわけですから、どこまでがじゃ線引きなのかというようなことというのは出てくると思うんですね。じゃ公金ですから100円ならいいのか1万円ならだめなのかというようなふうにもとれるところがありますので、そのあたり、例えば町には懲罰規程とかありますよね。その後そういう懲罰規程とかを見直すような話があったのかどうか、どう検討しているのかをお聞きしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。今回の事件、公金横領については、20年の8月7日に企画調整会議を開いて、現金取り扱いについてこうするんだと、現金、通帳等は会計室に保管するんだというルールは、20年の8月の段階で、関係課で協議をして定めておったところです。職員の取扱規則もお互い両町も取扱規則があって、合併後、築上町職員懲戒処分の取扱規則は定めております。

それで、20年に1回改正したんですけど、それについては厳しくといいますか、飲酒運転等がありまして、そこら辺が厳しくなったということで、100円とか1,000円とかいう単位じゃなくて、公金横領については免職だということはきちんと厳しく定めておりますので、そこら辺は改正とかいうことではなくて、今現状の職員懲戒取扱規則に沿ったところでやっていきたいなと思っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 1円でも100万でも、公金を横領したということの事実が発覚すれば懲戒ということですね。それはそのとおりだと思います。ですから、そのあたりが職員にどう町長、副町長が4回ほど講習というか、訓示を行った中でどう伝わっているのかというのも非常に問題というか、伝え方、職員のとり方で大分変わってくるのではないかなと思います。たった一つのこと、先ほど副町長が言いましたけども、町民が職員に対する不信感というのはちょっとしたことで、全体に広がると思うんですね。

ですから、一生懸命やっている職員、法令を守ってやってる職員もどこからか同じような目で見られるというのは今回のこの事件ではないかなと思いますので、今後こういうことがないように指導もしっかりなんですが、対応を

していただきたい。

2番目なのですが、情報開示をさせてもらって、平野議員と今回の事件について帳簿または給油のナンバーが書いてある納品書を全部チェックをしました。確かに公用車に登録をしてある車以外にも何台か1回ないし2回給油しているという形跡がありましたので、その点を総務課長に問い合わせたところ、回答とすれば、町の公用車では対応できない、例えば森林組合で借りたときにどうだったとか、レンタカーがどうだったとかというような回答でしたが、現実本当にそうだったのかという裏づけは私ら見せてもらってません。ですから、本当にどうだったのかということに関しては、多少なり疑念があります。

ただ、今後、先ほども言いましたが、そういうものに対してもしっかりと裏づけがあって給油をするなら給油をするという、課長の決裁なら決裁を受けてするというのは当然のことだと思いますので、しっかりやっていただきたい。ほかにいろんな協議会等々があると思いますが、どの程度この事件を受けて調査したのか、精査したのかをお聞きしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。各種団体等の通帳を関係課が保管している状況を1月末現在で一たん調査しております。1月末現在では26団体、33冊の預金通帳が役場内にございました。3月に入りましてから、かなり減ってきております。20数団体に減ってきております。再度年度末にもう一度調査をいたしまして、原則としては会計は各団体のほうに返すということを原則として、関係課と各団体で話をしております。どうしても団体の事情で、あるいは町のほうが持たざるを得ないものに限って、町長決裁を経た後に本庁のほうは会計課、支所のほうは総合管理課のほうで預金通帳を保管していくということにしております。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 町が補助金を出している団体、例えばそれが国から来て、県から来て、本当に全部全額トンネルとしても、一度は町のほうに納めるわけですから、そういう団体のものも含めて、きちっとやっぱり今回この件を受けて、本当にどうなのかというようなところは、先ほど町長、副町長の決意から、絶対こんなことがあってはならないという決意ですので、そこはしっかり調査をするべきだと思います。

ですから、本当にすべてに当たって各課にそういうものがあるのかないのか、あったならきちっと出せというようなぐらいの指導というのはあって当然ではないかなと思います。3月の年度末で、もう一度きちっとした調査なりをして、それなりの結果が出てくるのでしょうか、余りにも何となくあいまい的に調査とかというような形になると、何かどうなのというようなところもあるような気がしますので、すべてに関してチェックをして、報告をしていただきたいと思います。

この質問はこれで終わります。

次に、公共施設の利用についてです。

きのう中島議員のほうから各種、特に龍城院のキャンプ場等の話が出ていました。私も先般ピラ・パラディを見に行くと、非常に回りはきれいに整備されていました。

ただ、現実利用頻度というのはどうなのかということなんです。龍城院のキャンプ場に関しては、本当に悲惨だなという感じです。道路は痛んでる。ひょっとしたらがけ崩れでも起きるんじゃないかなという箇所も見受けられました。中に入ってみればトイレは使用禁止、本当にこれがキャンプ場なのか、これが町の施設として本当に機能を

しているのかと疑いたくなるような状況でありました。

今回築城のコミュニティーセンターを建設予定になっております。24年度にかけてですね。今がある時期、見直す時期ではないかなと思うんですね。特にキャンプ場のことばかりじゃないですけど、龍城院のキャンプ場は山開きもしてない状態じゃないですか、管理も今言ったとおりです。もし、興味ある方は議会が終わってからでも、本当見に行ってください。本当に危険な状態な箇所もあるのではないかなと思います。

ですけど、キャンプ場、きのうの利用を聞くと、北九州の1団体が毎年借りていると、その団体のためにというような維持管理費を我が町が負担をしなければいけないのかという中島議員からの質問もありましたが、本当にそのとおりだと思いました。見てですね。

ですから、そこは今回コミュニティーセンターを町長が就任して、本当大きな施設としては初めて着手する工事じゃないかなと思います。だからこそ、そういう利用の少ないものとかというのは、一緒に施設として持っていくのではなくて、見直すべきだと思いますが、どうでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 既存の施設の見直しという形でございますけれども、国の補助金の関係とか、いろいろございますし、それとまた今ある施設を有効に利用するという事で、各課に私は檄を飛ばして、もう少しキャンプ場にしても宣伝せよということで、あと商工課のほうでそういうキャンプ場の利用法、いわゆる寒田の牧の原のキャンプ場の形態と龍城院のキャンプ場の形態は大いに異なってます。きのう中島議員の質問でも申したとおりです。これは本当にキャンプというか、サバイバルのキャンプということで、電気もなく、ほとんど昔のキャンプを味わってもらわなきゃならんということで、実は電気のありがたさを知ってもらうためにも私は必要だと思います。

そういう形の中で、九電ともちょっと協議しながら、九電も一つ電気のありがたさを知るキャンプ場ということで、九電に対して宣伝してくれという形で、これは商工課のほうからさせます。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 大体のコンセプトが今町長が言われるように、サバイバルというようなのが目的だったと思うんですね。

でも、その目的が達成できずに何年も荒れたような状態になってるわけですよ。ですから、今が見直しいいチャンス、確かに補助金の問題等々もあると思います。国からそれを返還しないとかがあるんだろうけども、コミュニティーセンターみたいな施設を建てるとなれば、またそれに係る維持管理費というのは当然出てくるじゃないですか、年に1回しか使用しないキャンプ場に対してもそうですし、ピラ・パラディとかでも管理の木本さんと話しましたが、やっぱりもっともって議会、行政が、またサンコーも一体となって宣伝してほしいということを言っていました。本当にきれいにしてるんですけど、いかんせん利用者が少ないというような話をする中で、管理の方は一生懸命やっってるのが見受けられます。

ですから、何か協力できることがあればという気持ちになるんですが、龍城院のキャンプ場に限っては、本当それは大変だと思いますよ。ですから、今の町長言ってることはわかります。わかるけども、これを見直すことによって、その分ほかの施設とかの維持管理費に回せるし、これを決断することが今必要ではないかなと思うんですね。それは後々評価されるんじゃないんでしょうか、いつまでもこれを引っ張って無駄 無駄と言ったらあれですけども、本当に今の状態を見たら無駄としか言いようがないと思います。

これをいつまでも引っ張るよりももう一度検討して、施設の見直しというのが今町長に求められている、行政に求められているものじゃないかなと私は見て思ったので、もう一度宣伝をしたからどうだとか、九電に電気のありがたみもしてますといっても、電気のありがたみは皆さんわかってると思うし、今エコ、1日電気をつけなくて使いましょうとか、そういうようなエコ運動みたいなものもありますし、しゃっちがキャンプ場に行って、電気のありがたみをするというような築上町の町民がおるとはちょっと思えませんので、そのあたりはもう一度、龍城院のキャンプ場ばかり今ちょっと言いましたけども、ほかの施設もそうだと思います。コミュニティーセンターの会議室等が何部屋があったみたいですが、そこも学供施設として、地域のそういうものとして扱えないだろうかという質問出てみたいですが、それもいいでしょうし、いろんな多機能にわたって使うことで、施設の老朽化に対する施設に対しては見直すということができるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、せっかくのチャンスだと思います。今がですね。ちょっと施設ということであれですけど、今後また蔵内邸とかの施設に関しても維持管理費というのは出てくると思うんですね。うちの町の宝という位置づけで町長は言ってますので、それに関してもしかりでしょうけども、ああいう施設を維持管理していくというのは非常にお金もかかるだろうし、ということを考えたら、もう一度町の施設に関しての見直しというものをぜひ行っていただきたいと思いますが、再度どうでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 見直しをやってないというわけではございませんよね。実際船迫小学校ございますけれども、これは地域の皆さんと相談して、もう要らないだろうというふうな意見が大多数を占めました。

そういう形の中で、じゃどうしようかと、本来ならここを借りたいとかいう申し出もたくさんあったわけでございますけれども、どうしてもこういう小学校みたいに廃止した理由というのは騒音が大きい、それから少子化になったということもございまして、そういうことで、すべて防衛省に買ってもらうという結論になって、これも見直しの一つでございますし、既に防衛省のほうから買っていただいて、お金もいただいておりますし、そういう見直しはやっておりますけれども、今あるものを利用しないことは私はないと思います。ちゃんと利用して、本当に使えない、地元が要らないという形になったときには、とにかく極楽寺のピラ・パラディも地元の活性化、真如寺も地元の活性化と、それからいろんな公用財産廃止しておりますが、これも地域が利用するという一つの観点がございます。

そういう形の中で、どうするかというものは、やっぱり地域の皆さんと相談しながらやっていかなきゃいかんということで、一概に今使われてないからどうかという形じゃなくて、今後多く使うような方策をそれぞれの担当課、もしくは指定管理者で見出していくという必要が私はあるのではなからうかなと、それがやっぱり地域の活性化につながると思います。

そういうことで、見直しはやぶさかではございませんけれども、そういう形の地域の活性化なるものについては、やっぱりこれはこれでちゃんといろんな改善をしながら、そしてそこでお金が入ってくるという形ができれば非常にベターになってくるので、そういう方策も、そっちの方向でも見直しは必要ではなからうかなと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 確かに町長が言われるように、廃止するばかりじゃなくて、それを利用する見直しを、でも、そういう話になると、今までじゃどういうことをしてきたんですかと聞きたくなります。どういうふうやってきた結果がじゃあなんですか、いろんなことをやってきた結果が今荒れ果てて、本当に行くのも怖いような状態

ですよ、龍城院のキャンプ場に関しては、じゃそれがいろんなことを見直してきた、いろんなことをやってきた結果がああなんですかと言いたくなるわけですね。

ですから、そこあたりはいこじにらずに、今見直しもやぶさかではないということなので、もう一度町長行ってみてください、本当。行ったら結構ショックだと思いますよ。ああ、本当こんなになってたのかというのはショックだと思います。担当課に聞いてもらってもいいし、自分の目で見るのも結構です。本当そこは確認をしてみてください。トップの町長、副町長と、そこら辺のそのあたりの決断というのが今回のコミュニティーでもそうですけども、あれだけのお金をかけてするわけですから、今後施設として利用する仕方または利用の方法というのもしっかり考えないと、また管理費ばかりがかかってというような形になりかねないと思います。現在、コマーレの施設というのが建って10数年ですか、20年近くたつんですか、建って、今少しずつ老朽化の声も聞くし、じゃ使い前としてどうなんですかといったときに、よく利用される方が言うのは、舞台に資材を運ぶのが運びづらいとか、控室が3階でどうだとかという声も聞きますので、じゃ利用する者としてはどうなのかというような形になると思います。

ですから、トップの決断力というのを今後町長、副町長、各課の担当職員ときちっと話をして、見直せる分は見直す、継続してやっていくなら、もう少し我々議会にも、また町民にもわかりやすいようなやり方を明示していただきたいと思います。

以上で終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでした。

.....

議長(成吉 暲奎君) それでは、次に11番目、18番、平野力範議員。

議員(18番 平野 力範君) では、通告に基づいて質問させていただきますが、質問の前に、先日3月11日の東北地方の大震災で亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げますと同時に、生き残られた方々の心情を思うと、その悲痛さは思い知る、はかり知ることのできない深さがあります。この大震災の痛みは全国民で共有し、復興に全国民が一体となって取り組んでいかなければならないと思います。きょうのニュースでもやっていましたが、世界の94の国と地域から支援の声が上がっているとのこと、本当にありがたいことだと思います。

当町も予算をできる限り節減し、余った予算を復興に回されるよう努力すべきだと思います。その意味で、私の質問は震災の前に用意しておりましたので、そのまま質問させていただきますが、震災後の復興に協力するようできる限り節減をする気持ちがあるかどうか、これはちょっと通告してないんですけど、当初予算の予備費の中で2,500万ありますが、町長、これを震災復興に協力するような気持ちはないですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) ちょっと質問の趣旨と違うので、検討させてもらいたいと思います。

議員(18番 平野 力範君) ぜひ検討していただきたいと思います。きょう副議長のほうから、よその町村で5,000万、復興にぼんと出したというようなまちがあると聞きましたので、ちょっと一般質問、通告はしてなかったんですけど、そういう気持ちをお聞きしました。私の質問で予算を伴うものがありましたら、先ほどのような気持ちでございますので、先送りでもよろしいので、年限は問いませんので、回答のほうをよろしく願います。

まず、職員の不祥事事件について、1番、二度とこのようなことが起きない対策についてということでは、副町長のほうから答弁がありましたので、大体のことはわかりましたが、本当に職員モラルが、だから2番のほうと次の

地球環境の問題の1とラップしてますので、1に行ったり2に行ったりすることがあるかと思いますが、その辺は御容赦願いたいと思います。

まず、支所でのことですが、支所の職員が自分が定刻を過ぎて、恐らく6時ごろだと思いますけど、退室するとき、他人の分のタイムカードを押していたところ、見られて、一般の人から注意されたという件を御存じかと思いますので、総合管理課長と町長に実態をお聞きしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) その話についてはすぐというか、話はすぐ住民の方から承っております、先ほど総務課長が言いましたように、支所での訓示のときに、その件については厳しく訓示というか、二度とそういうことのないようにということで言いました。いかなる理由があっても、そういう町民、住民の方から不信を持たれるようなことにはないように、またそういう職員、ほかの人のタイムカードを扱って押すということはもってのほかということは職員に厳しく申し渡して、今後二度とそういうことのないように、もしした場合については処分といいますか、そういう対象になりますよということは厳しく申し伝えております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 町長も気持ちだけお願いします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 報告を受けて、今副町長のほうからちょっと注意をしたということで、報告を受けております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 昔はいろいろあったと思います。合併前は旧椎田町でもそのようなことがあったように聞いております。今この御時世、職員倫理、モラルを問われておりますので、このようなことが二度と起きないように、たびたびそういう訓示教育をお願いしたいと思います。

それから、職員の給油カードの不正使用の件についてお伺いします。

ガソリンを自分の車に入れたという件は処分の対象になっているので、今後の教育指導を見守りたいと思いますが、ガソリン缶を10リッター3回、15リッター1回持って行ってます。この件と灯油を60リットル持っていった件の使用内容を再確認したいと思いますので、総務課長お聞かせ願いたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。公用車の給油カードを使って、ガソリンスタンドでガソリンと灯油を当該職員が購入しております。理由を聞きましたところ、旧岩丸小学校での草刈りの除草の草刈り機の燃料、あるいは校庭に木がありますけれども、それらの枝切りのチェーンソーの燃料、あるいは切った後の木の焼却用の燃料として使ったということでございます。それ以外に本人が自己所有の車を現地まで複数回使っております。その燃料に充てたということでございました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) ちょっと疑念は残る点はあるんですが、チェーンソー等に使って、草刈り機等に使っ

たという、これは混合じゃないというのは、ガソリン持って行って混合にするのかなと思うんですけど、いろいろ疑念は残るんですけど、特に灯油60リットルと、これはちょっと膨大な量なので、剪定木や株を焼くのに灯油を使うかということ自体も疑念がわかりますし、60リットル使うというのはちょっと理解できない数字ですし、灯油の量自体に疑問が残るんですけど、担当課長その辺どのように判断されましたか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。今言われました数字がすべて現地で使ってしまったということではございません。旧岩丸小学校の倉庫の中に使った残りの現物が残っております。残りをすべてはかったわけではございませんけれども、まだ半分以上、灯油缶、あるいはガソリンの携行缶の中に現物が残ってるということは確認しております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 私もいろいろ疑問に思いまして、岩丸小学校まで上ってみました。一部剪定木を焼いた形跡はありますが、株に油をかけて焼いたというような形跡は全くありません。本人の申告ではそのようになっておりますが、そのような違いの点についてはどういうふうに思いましたか、課長。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

総務課長(吉留 正敏君) 総務課の吉留です。大きな木の切り株がございます。毎年、それから新芽が出て、隣接する農地の所有者から苦情が出るということで、本人がその株を枯らすために焼いたのではなくて、枯らすためにガソリンをかけたというふうに聞いております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 除草剤を使うならわかるんですけど、ガソリンをかけるということが本当に芽を出さないようにできるのか、除草効果があるのかということに関しては非常に疑問に思いますが、一応総務課長のほうで担当職員を呼んで、いろいろ詰問し、また最初は認めなかったが、1カ月後にそれを認めたということで、私は処分の中身は全部を含めて総務課長が判断されたんじゃないかなと思いますので、これ以上は問いません。それ相応の判断はされとると思いますが、一つ判断基準で確認しておきたいんですけど、先ほど職員が1円たりとも横領をすれば懲戒免職だと言われましたけど、この油の件に関してはそういう処分基準ではない処分基準だということですか、副町長お答え願います。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 全員協議会の際にも資料を配付してお見せしたと思います、職員の取扱規則。それで、職員の取扱規則につきましては、一般の服務義務違反、それで公金公用物取扱関係、そして公務外非行関係、それで交通事故・交通法規違反、監督責任関係と、大きくはそういう分類にされております。

そして、細かいところになりますと、公金公用物取扱関係で、横領、この場合は、公金または公用物を横領した場合は免職、1つだけです。そして、ガソリンの不適正な利用といいますが、使用につきましては、公金公用物処理不適正という項目の中で、減給、もしくは戒告という2つの懲戒処分の標準分類がありまして、減給、戒告の分類で、減給相当ということで、最大が一番厳しい減給6カ月、そして降格という処分をしたところでございます。処分につきましては、総務課長が申しましたように、本人からの申し立て、そして現場の精査、ガソリンの残った残量等をきちんと調べておりまして、その上、なおかつ総務課長と私で今市町村支援課、そこの副課長と給与担当

係長に相談、そしてまた弁護士と相談した上で、その処分を決定したところでございます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 今その件はそれでよろしいですが、今剪定木のチップ化の機械、町の財産ですが、これをシルバー人材センターに独占的に貸し出していますが、これもいろいろ問題があると思いますし、信田議員等も何度も質問してます。これは公平性の観点から、一般の人が使えないで、シルバー人材センターの人だけが占有的に使うというのは、ちょっと税金を使って買った機械としては疑問に思う、おかしいと思うんですけど、一般の人が使えないということに関してどう思うか、これは町長、財政課長でも結構ですけど、公平性の観点から。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) チップ、枝とか木切れを粉碎する機械でございます。これはシルバーのために買ったということでございますので、そして管理をシルバーに任せておるといのが実情でございます。ちょうどこれ合併前の話じゃなかったかなと思いますけれども、シルバーがそういうふうな形で植木の剪定をするというふうなことで、両町に補助をしてくれということで、しかし、多分椎田のほうが築城のほうにお金を委託して、そこで買ったんじゃないかなと思います。補助じゃなかったんじゃないかなと思います。ちょっと記憶が定かではございませんけど、そういう形で、両町でお金を出し合って買った機械で、基本的にはシルバーで使うというふうなことで調達をした機械でございますし、そのところはシルバーが今管理しても、私は問題ないと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 過去のいきさつはいろいろあるでしょうけど、たしか私の記憶では、機械が旧椎田町、建屋が旧築城町が買ったんじゃないかなと記憶してます。こういう質問をするのは、一般の人からの意見がありまして、提案させてもらうんですけど、剪定木の処理機械、あんな大きいやつじゃないんで、小っちゃいやつがありますよね。環境課長にもカタログをお見せしたんですけど、町長、副町長にもお目通しをもらったということなので、そういうシルバーもいいんですが、一般の人も使えるような処理機械を小っちゃなやつでも、町が何台か所有して貸し出すなり、またよその市町村では個人が購入するのに補助金を2分の1から3分の1つけてるところもあるようですが、そのような考えはないのかどうか、町長に考えをお聞きます。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今聞かれて、考えあるのかないのかという、検討しなきゃならんと思いますけど、基本的にはこういう剪定木ですか、これは有効に使うという方法を、私は燃やすだけじゃだめだと、燃料にするという方向性は環境行政の中から、これは当然やっていくべきだろうと思っております。

そういう形の中で、今エタノールの事業計画をもう一回チャレンジしようかと、そういう形の中で、そういうものも燃料に使えるのではなからうかなと思っておりますので、総括的なちょっと事業計画を定めながら環境行政ということとエタノール、いわゆる農業振興、いろんな観点からすべての項目を組み合わせ、歯車が回るような一つの事業を展開したいと、このように考えておりますので、総合的な考え方の中で、そういう資源を有効的に使うという問題は推進すべきだろうと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 私はチップ化するというのは、今これは燃やすんじゃないで、今堆肥にする人、と

ころが結構ふえてきてる。県のほうでは道路を新しくつくったところに吹きつけ、道路敷に吹きつけをすることに使ったりとか、花をプランターで育てる人なんか、その上に使ったり、堆肥的に使う人が非常にふえてくる。そういう意味で、燃やすんなら、そういう剪定木の機械をどうこうとは言いませんが、そういう堆肥的な考え方の人がふえてきてるということ言ってるんです。今町長が環境ということを言ってくれましたので、これを環境課のほうで環境条例を制定されました。去年でしたかね。

それで、先ほどの職員の焼いたということに関して、まずモラルの点と環境条例の整合性という点から考えても、剪定木を焼いたということに関して、それは恐らく指導されたんだと思いますけど、今後そのようなことが二度とないようにされるように指導されたんでしょうか、町長、副町長、どっちでも、やったんなら。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 私が指導したわけでも何でもございませんけど、今環境課長のほうから後答弁させますが、わずかなものであれば、公共財産の管理であればいいと、そういうふうなシステムになっておるといふふうに私も聞き及んでおります。環境課長のほう、ちょっと詳しくその点。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

環境課長(永野 隆信君) 環境課、永野です。剪定木の焼却した分は違法ではないかということでございますけども、平成14年の12月1日から、焼却施設の設定基準等に従った焼却炉を用いない廃棄物の焼却は、廃棄物処理法で禁止されております。家庭用の焼却炉も対象でございます、例外として認められているのが政令で定めております国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却、それから今回東北のほうで地震がございましたけど、災害などの応急対策、どんど焼きなどの地域的習慣による催しや宗教上の行事を行うための焼却、その他たき火、営農上の焼却などが対象となっております。

今回の岩丸生涯学習センターにおいての剪定木の焼却につきましては、先ほど申し上げました、地方公共団体がその施設の管理を行うための焼却に該当すると解釈いたしますので、違法行為には当たらないという考えを持っております。

ただ、例外的に認められている焼却でも、周囲の影響を考えて、焼却時の風向きや時間帯等に十分配慮が必要でございますし、火災等に見間違えられるような紛らわしい行為については、消防署への届け出が必要となっております。

それから、もう一点のチップ化の導入の関係でございますけども、チップを地面にまくことで、土の乾燥や温度変化を緩和させたり、雑草の発生を抑制する効果が得られるということは認識しております。

また、発酵させて堆肥の材料の一つとして、土に還元することによりまして、温室効果ガスの抑制にもつながりまして、環境への負荷の軽減に大きく貢献するものと思っております。

また、大量の剪定枝等の焼却は、先ほど申しましたように禁止されておまして、野焼きの減少にもつながるかというふうには思っております。先ほど町長のほうからもございましたが、議員御提案の破碎機の導入の貸し出し等のことにつきましては、検討課題ということで検討したいというふうには思っております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 環境課長からお聞きしたんですけど、当町内で悪質な野焼きで、2人の方が罰金を食らっております。しかも、ちょっと50万とか80万とか、高額な金額を罰金受けております。そのような中で、

違法ではないかもしれないけど、職員が率先して、この枠の中だから、許されるからというんじゃなくて、環境条例できて率先して守るというような姿勢の中で、町長、環境課長以下、こういう少量の剪定枝でも基本的には焼いたらいけないんだというような流れをつくっていただきたいと思いますが、町長どうですかね。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 基本はRDFで処分できるものはRDFに持っていくという基本的なもので片づけたいと、そして大きいものについてはシルバーの今やってるあっこで粉碎して、ここのところシルバーと競合するんで、なかなか話が、個人の植木の業者の方もシルバーとなかなか競合してということで敬遠しておるようでございますし、そのところは非常に難しい問題もございますけれども、できるだけ焼かないような措置はやるべきだろうと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) ちょっとまた戻りますけど、職員の管理についてお聞きしたいと思います。

ガソリンの不正使用に関する職員の管理に関する処分は、町長、副町長は減給、担当課長は戒告処分だったかと思いますが、教育長は全く処分されておられません。地方教育行政の組織の法律の中で、教育長の事務統括ということで、法第20条に規定されております。私は、教育長を尊敬しておりますし、教育長は教育を管理統括する責任者としてどう考えておられるのか、そしてどう対処したのかをお聞きしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 平野議員さんが2番に行ったのでないかなと思ってたんですけど、私は別に僕に大きな失点があって処分されることについては、別に何もこだわりません。

ただ、ずっとこの前からの一連の状況を見てみますと、ベテラン職員の中に本来しなくちゃならない仕事をしてない。これはやっぱりちょっと考えられないことだというふうに本当に怒りを感じるわけです。それは何なのかというのは、モラルの欠如というのもあるんですけど、資質の問題もあると思います。

しかし、長年の勤務の中で、緩んできて、弛緩してる、これは非常によく感じました。私からも辞令を渡すことがあったんですけど、あとほかにはもうないだろうねと、こう念を押してみますと、まだありますと、こう言うわけです。これには本当驚いたわけですけど、この辺をどうやってじゃ指導していくのかということが大きな問題だと思ってます。これは、私は庁議のときも申し上げたんですけど、管理職、課長に当たりますけれども、私の今までの経験で、そういう問題行動がある人については必ずシグナルがあらわれますというふうに私は思ってます。例えば、服装が乱れたり、それから勤務状況が非常に状況にかかわらず休んだり、そういうような勤務状況が乱れたり、必ずそういうシグナルがあらわれてくるというふうに思ってますから、その辺をよくチェックして、日ごろから管理するべきだということは申し上げました。

それと、僕は、一番また大事なものは10人前後の組織ですから、人間関係をしっかり日ごろから保っておく必要がある。私は、教育、先生たちにもいつも機会をとらえて言います。先生と生徒、職員間、すべて人間関係だと、人間関係というのはふだんからそういうふうなものをつくっておかないと、チェックはできません。

だから、人間関係がしっかりしておれば、必ず変化に気がつくはずなんです。だから、これはきちんと管理職としてチェックをする必要があると思います。

それから、感じたのはさっき、ちょっと前後しますが、弛緩してるというところから考えると、適当な時期での配置

がえ、これは必要じゃないかと思います。余り一つのところが長過ぎると、横着になる、いいかげんになる、そういうようなことがあって、私も生涯学習課の課長、学校教育課の課長と一緒に管理をしている立場上、そういうところは今後も気をつけていかなければならないのかなというふうに思っております。

答えになったかどうかわかりませんが、以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 答えになってないと思います。教育に携わるトップとして管理監督責任は重いものがあると思います。自覚の問題なんですけど、教育長は先日の椎田中学校の卒業式でも、教育委員会告示の中で、「心の持ちようは次元の高いものでなければなりません」と告示されました。御自分の責任と生徒に言う言葉は違って当たり前なのでしょうか、私は教育長みずから監督責任として、せめて戒告処分ぐらいは科してくださるものと期待しておりました。お考えをお聞きしましたので、これ以上は問いません。

次に移ります。

森林被害、シカ、イノシシの対策について、これは信田議員、またその前に議案質疑で西畑議員が質問しましたので、ちょっと私の質問は少し違うんです。内容は一緒ですけど、うちの町の被害に関しては信田議員が言われたとおり、かなりひどいものがあります。特に、シカが山に食べる物がないうらしくて、イノシシが稲の中で転んで、稲をだめにしてしまうということはよくあった話なんですけど、シカが稲の乳化した段階、実になる前に汁を吸ってしまうと、そのような被害が広がってるというふうに聞いております。

そのような中で、どういう対策、大分県ではシカを1頭撃つと、たしか2万だったか、県のほうで1頭当たり幾らという補助金が出てます。それで、猟師さんたちも幾ばっかの金になるということで、本気でシカも撃つというような話も聞きましたが、みやこ町のほうの処理場を見学させていただきましたが、シカは体重の10%しか肉にならないということで、歩どまりが悪いと、イノシシは40%ぐらいということで、歩どまりが悪いので、しかも余り売れないというようなことで、シカを撃つ人が少ないんじゃないかなというようなこともあります。

ただ、県のほうの対応、何かないかということで、後藤県議にもお聞きしたんですけど、みやこ町がやるようにうちの町が米でやってるような循環型、撃って、処理して、その肉を食べるところまで循環させないと、撃つだけじゃだめだろうという、そういう話聞きまして、それでみやこ町のほうの施設見学したんですけど、ちょっとうちの町が被害に関して、だったら施設までつくって対応する気があるかどうか、信田議員はこのところ質問してませんでしたので、町長、考えをお聞きしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) みやこ町は確かにそういう施設持ってますが、採算に合っていないという話は聞いております。もしつくれれば、またつくったで文句が出ようかと思うので、非常に難しい問題でございますし、これはうちの町だけでやる問題やないんですね。県でやらにゃいかんと私は思ってます。というのは、シカはうちの町からよそに行ったり来たりするわけです。大分県からも来たり行ったりする。だから、本当は3県合同駆除というのもやってますけれど、そういうことで、広域的な形でちゃんとやってもらうように県には今、町村長会を通じて、私も理事をしておりますので、そういう要望はやっておりますし、ぜひ県の対策ということでお願いを私はしていこうと、このように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) みやこ町は確かに撃つんじゃないんです。あそこはわなで、撃ったら肉が焼けて、歩どまりが悪いということで、わなで捕まえたやつを持ってきて処理してるということみたいですけど、赤字ということだけじゃなくて、あそこのみやこ町の井上町長は積極的に職員を叱咤激励して、いろんな特産品開発課というところをつくるらしいです。

その中で、シカ、イノシシの肉も販売を強化すると、今のところは職員が強制的に買わされてるというのが実態みたいなのですが、やっぱりこれは売り込み方次第で、都会のほうでは売れるんじゃないかなと思いますし、私が言いたいのは、あその施設を利用させてもらって、協議会立ち上げて、うちの町で撃ったやつを持ち込ませてもらえないかと、それは条件的にはいろんなものがあるんです。死後2時間以内、シカも体が、肉が熱い状態では焼けますんで、保冷車が必要だというふうに聞いてます。

だから、条件はいろいろあるんですが、うちの町の処理、鳥獣被害の一環としてみやこ町と協議会立ち上げて、そのような持ち込み及び処理に関して協議できないのかとお聞きしたいんですけど、担当課長か副町長か、どっちがいいですか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) いつも言いますが、二刀流ですので、メタセの杜もやっていますので、検討というか、みやこ町がそういう施設をつくって販売してるという話も聞いております。うちの町でもできないかということで、話がありますけど、みやこ町さんのほうも、要するに受け入れストップと、なかなか販売が思うように売れないと、今ストップしてるという話も聞きますし、うちの町があえてするならば、あえて施設をつくらなくても、築城の農協の農機具センターに旧築城町がつくったふるさと工房というんですか、立派な施設もありますし、できるのはできるんです。

ただ、それが商品として採算というか、商売になるかどうかというのはメタセの杜のほうで検討しておりますし、そこら辺がちょっと今検討段階で、どうしたものかなと悩んでるところです。それをみやこ町さんのほうに行って、協議会をつくってどうのというのは、ちょっと今の段階では考えとしては思いつかない状況です。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 担当課長、みやこ町のほうに行かれたことはあるんじゃないですか、そのような話の中で、向こうからの話はなかったですか。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

産業課長(久保 和明君) 産業課の久保です。京築の産業関係の課長の集まりということで、京築農業振興協議会というのがあります。その中で、いろんな課題について話しております。

それで、施設をいろいろつくることについては、それぞれみんな集中的に農林管内でつくって、その中で処理していくのが過大なそういう施設の建設ということにつながらないということで、一応みやこ町のほうに施設がありますので、そこで使用してもらえないかという検討課題につきましては、みやこ町のほうに課題として要求しております。

それで、まだ向こうのほうの施設が実際に順調に進んでおりませんので、そこら辺が一応ほかの町村を受け入れることが今のところちょっとできない、そういう理由になっていると思います。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) これは、要は出口のところ、販売なんですよ。販売が軌道に乗ればという副町長も産業課長もそういう流れになるかと思えます。これは京築でみやこ町の山下課長もおっしゃってましたが、この地区で処理、肉を買ってもらおうと思ったって、ここは買う文化じゃないと、イノシシの肉、シカの肉はもらう文化だということで、買う文化が定着してないということで、福岡及び東京、関東方面、大阪方面等に販売かけて、販売の流れをつくるということが必要かと思えます。

もう一つ、私が提案していながらマイナス的なことを言うのは申しわけないんですけど、福岡県野生鳥獣食肉衛生管理ガイドラインというのがあります、平成21年の10月に改定されとるんです。これみやこ町は、その前に食肉処理施設をつかったので、屠殺の許可というのが新しくできたので、みやこ町さんは、だから協議会立ち上げて、向こうで処理してもらわないと、つくっても屠殺場をつくるということになれば、周辺住民大反対します。

だから、そういう面で、みやこ町さんと共同で協議会立ち上げて、その中で販売も協力しながら、うちの森林被害、農作物被害を減少させていく方向で検討してもらえないかなということで提案してるんです。副町長、ガイドラインの件、屠殺場の設置の件は御存じないでしょうか、知ってますか。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) それは知りませんでした。

ただ、よくメタセのイベントのときにイノシシカレーとか、そういう形で提供はしておりますけど、それはイベントだけで、それを常時冷凍で売るということになると、なかなか商売としては成り立たないので、ちゅうちょしてるんです。今思い出したんですけど、昔屋久島行ったときにシカの焼肉を、あそこは猿とシカのオンパレードですから、牛肉の焼肉やなくて、シカの焼肉しかなかったです。そういう食べる文化があれば成り立つと思うんですけど、なかなかそこまでいってないというのが現状じゃないかと思えます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) とにかく入り口は森林被害、農産物被害を何とかせないけんと、この辺は共通だと思います。

ただ、出口の部分でどう処理するか、販売ルートをつくるかというところは、みやこ町さんも大変苦労をしてます。キロ3,000円から5,000円ぐらい、固まり、ブロックでそのくらいするということで、なかなか厳しいとおっしゃってました。ぜひみやこ町さんと協議の席には着いていただいて、何とか森林被害、農作物被害を減少の方向に導いていただきたいと思えます。どうぞよろしくをお願いします。

それから、農家戸別所得補償制度と減反政策についてということで、耕作放棄地解消緊急対策というのがあります。これが3年間で総額1,700億円ということで、これ去年が単位がちっとわからない。交付金があるんですけど、この緊急対策の内容と当町の今から先の取り組みについて担当課長にお聞きます。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

産業課長(久保 和明君) 産業課の久保です。築上町の耕作放棄地、平成21年に農業委員会と一緒に調査しまして50ヘクタールということで確認しております。その中で、山林地帯にある、中山間の谷間にある未整備田の農地につきましては、木が生えて、林地化しているというのが半数ぐらいあります。50%がそういった状態です。

それで、耕作放棄地の再生利用緊急対策事業で対象となる農地は約50ヘクタールの半分ぐらいの20から25ヘクタールということになるかと思います。

その中で、耕作放棄地の解消のための障害物の除去、大きな草の除去とか、深耕、整地作業の費用を面積当たり定額で支給するという事業です。荒廃の程度に応じて1反当たり6万円から10万円を超える場合の事業費に対して半分の交付金3万円と5万円を交付するということになってます。その交付した農地につきましては、営農組合なり認定農家なり、そういった農業者が5年以上継続的に管理運営していくということで、そういった耕作放棄地の再生に向けた事業です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 概要をお聞きしましたが、耕作放棄地再生利用交付金というのがお聞きしますと、国の補助金2分の1ということで、残り2分の1、町の補助かなと思ったらそうじゃなくて、これは自分で出せということなので、これはなかなか難しいなと思いますけど、豊前が考えてるということで、豊前の取り組みについて紹介してください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

産業課長(久保 和明君) 産業課の久保です。豊前市は耕作放棄地の解消に向けて協議会を設置して、その中でこの事業に取り組んでおりますが、実際事業には国の交付金をつけた事業には行った例はありません。それで、こういった耕作放棄地の作業ができる業者を協議会が紹介して、耕作放棄地を解消するというので、そういったあっせん、指導をしている協議会の状況です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 2分の1、自分で出せということですから、荒廃の程度によるんですけど、程度が3万から5万、1反当たり、荒廃の程度が大きい場合は何十万もかかるということで、重機を用いて行う再生作業の場合は2分の1補助ということらしいですが、もちろん荒廃の程度が、例えば軽い場合、3万から5万の補助が出ると、これ2分の1じゃないので、土壌改良、それから営農定着、それぞれ1反当たり2.5万ずつ出るというようなことなので、うちもこの交付金、緊急対策ということなので、いつまで続くかわかりませんが、このような取り組みを豊前がやらないから、協議会、豊前は立ち上げてますから、少なくともうちの町の今後の取り組みについてどう考えているのか、産業課長、お願いします。

議長(成吉 暲奎君) 産業課長。

産業課長(久保 和明君) 産業課の久保です。この事業につきましては、平成21年から25年の5年間です。

それで、協議会の立ち上げの問題ですが、現在ある水田農業推進協議会、これに担い手育成、あるいは耕作放棄地対策を加えて、地域農業再編協議会、これを平成22年度に統合し、設立します。そして、耕作放棄地につきましては、担い手なりの営農の継続ということは、必要ですので、農家戸別補償制度、あるいは農用地利用集積円滑化事業によって、荒れた耕作地を利用権の面的な集積として集めて、営農組合なり個人の認定農業者に集めまして、耕作放棄地の解消を図っていききたいと同時に、現在、飼料用米として56ヘクタール、希望が今年度上がっております。そういう中で、耕作放棄地の解消に向けた取り組みができるのではないかと考えております。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 課長、できるんじゃないかじゃなくて、取り組んでいただきたいと思います。よろしく

お願いします。

では、4番に移りたいと思います。

町民の税や料金の不公平感を問うということで、水道料金の統一、合併後5年以内という約束でしたが、この問題はどうなっているのかと、うちの委員会では、たびたびやっていますが、一般の人は約束じゃなかったんか、どうなっているんだということを聞かれますので、一応担当課長、水道課長に答弁願います。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

上水道課長(中嶋 澄廣君) 上水道課、中嶋です。簡易水道事業と水道事業の単価の統一ですが、築城中部地区簡易水道事業は、同和対策事業で施行した関係で、団体と話し合いをし、高齢者等の減免が決まり次第、再度話し合いをするということで現在統一ができていません。団体とも協議をし、早急に料金の統一ができるようにしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 話し合いをし、早急にと、これはもう何回もお聞きしました。合併後5年経っているわけですから、何回か話し合いをされたんでしょうか。回数をお聞きします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

上水道課長(中嶋 澄廣君) 上水道課、中嶋です。地協と1回しました。そして、その後、単価統一よりか、給水停止をしていなかったの、給水停止を先にしたほうがいいんじゃないかということで、給水停止を20年3月に実施するようにしまして、3月から停止を行っています。

それで、あと減免等の関係の見積もりもできていませんでしたので、その後、団体との話し合いは行っていません。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 給水停止というのは、未払いの分だと思うんで、私の質問したのは、住民の方々と話し合いをしたのかと。地協と1回やられたということではないということで、住民との約束にはほど遠いものがあるんじゃないかなと思うんですが、合併時の責任者の一人であった新川町長にお聞きしますが、合併時の約束は、どういうふうに関後されていくのか、お聞きします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 水道までは、当初統一するという合併時の約束は私はしていなかったと思いますけれども、当然水道料金の統一は必要であろうという考え方を持って、議案質問のときにも、たしか課長が答弁しましたように、平成28年までだったかな、課長。統一を目標にということで、皆さんにはお知らせをしていますけれども、基本的には、築城に二つの簡易水道事業がございます。それと、椎田には、水道事業ということで、事業的に簡易水道と水道事業ということで、性質が違うわけがございます。

それで、特に築城の二つは、一つは一般事業、一つは地域改善対策事業で行った事業という、地域の生活向上のため、安定のためということでつくってございます。そういう形の中で、町の一般財源を費やししながら、水道料金を安くしているという現実がございます。これを値上げといってもなかなか困難なものでございますし、これを少しずつ上げるとかいろんな方法がございますが、まだまだ一応そういう方針は、皆さんには伝わっていると思いま

すけれども、具体的な値上げの方法、それまではコンセンサスがとれていないというふうに、私も考えているところでございまして、28年をめどに、そういう一つの料金の統一化、築城の簡易水道、一般のほうは上水道とほぼ料金は整合性をとっているということで、最終的には、上水道と簡易水道の統合も必要ではなからうか。そうすれば大工事になります。実際ですね。耐用年数も来ておりますし、管の入れかえのときに、水道の一つの上水事業ということで統一する必要性は出てこうと思いますけれども、今のところは、双方の管の耐用年数等々が違います。そういう形の中で、これは長期的な形、視野になるうかと思えますけれども、料金だけは少しずつ合わせていく必要があると、私も考えておりますので、水道課のほうには、水道行政の中でちゃんとやってほしいということで指示をしているところでございます。

それと、先ほどいわゆる高齢者の単身世帯の中で水道料金を、いわゆる基本料、私たちは節約するから、5トン未満のものは再度ランクをつけてほしいという希望がたくさんございます。そういう形の中で、早くそういう施策をやりなさいということで、今水道課のほうに指示をしております。それも近々、そういう施策になってこうと考えているところでございますし、いろんな形で、それからもう一つ、先ほど課長から申しましたが、いわゆる水道料金の未納者に対しては差がございましたが、3カ月以上経過したものは、椎田が10年前からやっておりましたが、築城も今これを実施して、すべて栓をとめているという状況でございますし、水道課の職員も理解しているということを御理解願いたいと思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 平野議員。

議員(18番 平野 力範君) もう残り2分しかないそうなので、もうこれで、あとの税務課長は、楽しみにしてください。6月に残します。

水道料金のほうは、一応町長がこれは合併時の約束じゃないと、その水道料金のほうを言われましたけど、料金は全部5年以内に統一するというので、これは約束の中に入っていますから、それはそんなことを言わないでください。いろいろ事情があって統一できないという、今のところはできないが、それに向けて努力するということは、町長のお気持ち、またはそういう指導をしているということなんで、またこれは時々刻々変わるかもしれませんが、これ合併時の約束、やっぱり不公平感をなくすために、行政のほうとして責任を持ってやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上で質問を終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでした。(発言する者あり)

.....

議長(成吉 暲奎君) 一応進行します。続けます。途中でもって時間が。(「全協を開いて休憩をしたほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)そうですか。はい、わかりました。

それでは、今、意見が出ておりましたから、一たんこれでもって休憩に入ります。ちょっと長いですけど、時間は1時から再開いたします。(「今から全協をして」と呼ぶ者あり)全協をして。(「全協したらいい」と呼ぶ者あり)全協ですね。はい、わかりました。

午前11時40分休憩

.....

午後1時00分再開

議長(成吉 暲奎君) それでは、一般質問が始まる前に、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。新川町長。

町長(新川 久三君) 皆さん、ちょっと議会の一般質問の前に、緊急に皆さんに発表しなければなりませんので、ちょっと時間をいただきました。

皆さんが、全員協議会の中で協議をしていただいて、我々も執行部として協議をしまして、この前の地震について、何とか町としてできないだろうかというようなことで検討をいたしたところでございます。

ちょうど検討と議員の申し入れも大体同時期で、議長、それから副議長、宮下総務委員長、平野文教委員長と4人でお見えになりまして、町として何かできるものがないかということで、その前に町も私どもも財政課長、それから副町長と相談をしながら、予備費が今1,130万ほど余っております。これを急遽もう寄附金として、日赤を通じてこの何らかの復興に役立ててもらおうというふうなことで、寄附をさせていただくことに決定して、今会計のほうで処理をしている最中でございます。

そういうことで、議会の皆さん方も同じ気持ちだということを伺いまして、もう本当に安心して……(「町長、金額がわからない」と呼ぶ者あり)金額は1,000万ということでございますが。(拍手)ちょっと漏れていましたが、1,000万を一応予備費1,130万の中から。

根拠としては、ちょうど1,000万ぐらいということで、町民1人当たり500円というふうなことで、2万人という町民のちょっと切れそうですけれども、2万人ということで1,000万というそういう形で、復興に対しては微々たる金だとは思いますが、全国の町村がもうこういう形でやってもらえれば、相当な金になるのではなからうかなと思っておりますので、全国に先駆けてと申しますか、こういうことにさせていただくことになりましたので、御報告を申し上げます。どうも。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでした。

それでは進めます。

次に、12番目。9番、西畑イツミ議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 今、町長のほうから、被災地の皆さんに対しての義捐金を送るという話を聞いて、私たち議員一同もほっといたしました。

といいますのは、先ほど全員協議会の中でいろいろな対応策について話し合いまして、町としてぜひ取り組んでほしいということを申し出するということに決まっておりますので、早速、町長もそれを取り入れていただいたということは、大変うれしいことと思います。

その町長に対してのお礼を述べまして、一般質問に入りたいと思います。

まず最初に、住宅リフォーム助成制度の創設についてですが、住宅リフォーム事業は、経済対策としても効果が大きく、築上町でも実施の検討はできないのか、お尋ねいたします。

地域経済への対策や地域・商業の新たな振興策として注目されているのが、自治体の住宅リフォーム助成制度です。

課長にお尋ねいたします。住宅リフォーム助成制度とは、どんな制度なのか、説明してください。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) 商工課、石川でございます。ただいまの御質問でございますが、住宅リフォーム助成制度とは、住宅をリフォームしたい住民に自治体が一定額の補助をするものでございます。そういうことでようございませうでしょうか。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 今、説明がありましたように、住民が一定額のリフォームする場合に補助をするという制度です。実施されたところでは、どこでも住民から歓迎され、利用が多く、地域経済への波及効果は予算額の10倍を超えるとも評価されています。

始まったばかりの制度ですが、実施自治体がどんどんふえ、全国で180自治体までになっております。地域を元気にする中小業者支援と仕事起こしにもなります。きめ細やかな交付金で、住宅リフォームを始めている自治体も少なくありません。住宅リフォーム助成は、地域経済再生に効果のある事業であることは、先行事例で証明済みです。

そこで、担当課長にお尋ねいたしますが、福岡県では、どこの自治体に取り組んでいますか。また、その効果はどのようになっているかを説明をお願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) 担当課長。

商工課長(石川 武巳君) この住宅リフォーム助成制度につきましては、地場産業の活性化の観点からしますと、非常に効果があるもので、また、地元業者に育成にもつながるものであるというふうに考えておりますが、それで現在、この制度を創設している県内での自治体は、県南のほうで筑後市、また筑紫野市、それと八女市だったと思っておりますが、もちろん福岡県も含みますけど、そのような県南の自治体、二、三の自治体で取り組みがされている状況でございます。

以上でございます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 大木町が最近取り組んでおりまして、その福岡県内では、先ほど課長が言いましたように、筑後市、筑紫野市と、それと大木町のその三つの自治体が現在取り組んでおります。また、苅田町においても、今予算に計上されておりますので、3月議会でどのようになるかはまだわかりませんが、この近くでは、苅田町が取り組もうとしております。

先ほど商工課長の説明がありましたように、経済対策として効果が大きいことが、町長はわかったと思っておりますが、そこで、築上町でも実施する考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 正直に言って、現時点では、財政的な問題等々、うちの財政力指数は、0.35でございますし、苅田町が考えているという形になれば、財政力指数、苅田町がたしか1.65ぐらいということで、非常に交付税等々を当てにしていない、また、県南のほうで割と財政力が高いんですね。そういう形の中で、国からの交付金をとって充てても、なかなかほかのまだまだインフラ整備が、本町では行き届いていないという面もございませう

し、それからあと、子育て支援ということで、これは私どもの町では、子供の命を守るということで一般質問にも再三問われていますけども、もうちょっといわゆる医療だけじゃないというふうなことも言われていますし、そういう一つの観点もございます。

確かに、こういう補助制度をとれば、経済は潤ってきます。まず建築業の皆さん、そして関連の畳屋さんとか、建具屋さん、そういう業種は潤ってきます。じゃまたほかの業種も何とかならないかという形になるうかと思うんです。今の経済状況を急激な私は変化をしたくない。新築したらまた補助金という話にもまたなってくるのではなからうかなと思いますし、非常にやっぱり、これは個人の形で住宅リフォーム、しかし、身体障害者の関係では、いわゆるフローリングを段差のないものにしていくという形とか、車いすが上がれるという形のものについては、現在も補助制度がこれがありますので、町でもこれは実施をしております。そういう形の中で、一般住宅のリフォーム制度というところまでは、まだ考えていないところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 現段階では、町長、まだこの住宅リフォーム助成制度については考えていないと言われましたが、確かにこの事業に対する国の直接の補助制度はありませんが、国による支援強化を求めた1月28日の参議院本会議で、日本共産党の市田忠義書記局長の代表質問に対して、菅総理は、「自治体を実施する住宅リフォームへの助成制度については、社会資本整備総合交付金を活用することができる。今後ともこのような取り組みを支援していく。」と答弁しております。ぜひ実施へ向けての検討をお願いいたします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) この100%、住宅リフォーム助成制度の予算ということで、国から色つきでくれば、当然これは私はやってもやぶさかでない。ただし、一般財源を伴うものという形になれば、これは町としては、今のところやれる状況ではないということをお願いも理解をしていただきたいと思ひます。

そういう形の中で、交付金というのは、何に使ってもいいという交付金であれば、やはり町としては、まだほかに使う道があるというふうなことで、これも大した大きい予算ではないと思ひます。わずかですね。本町に10億20億と来るような予算であれば、全員がやっぱりリフォームできると思ひますけれども、そういう形の中で、町が直接的に今のところは、障害者のいわゆるバリアフリー化という形以外の住宅制度の補助はやっていないし、根本的な形で財政を考慮していかなきゃいかんということで御理解をお願いしたいと思ひます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 確かに、この菅総理が答えた社会資本整備総合交付金というのは、そんなにたくさん金額ではありません。全国で100億程度のものだと思ひますが、やはり今のこの大不況の中で、仕事がなく大変困っております。また、町の税収にもかかわってくるような問題もありますので、検討の余地があると思ひますので、いろいろな方向で町長、検討してみたいと思ひます。

職員には、いろんな叱咤激励しておりますので、この制度の勉強もぜひやっていただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

2番目に、幼稚園の保育料の補助について、質問いたします。

現在の補助額を引き上げることはできないのかについて、お尋ねいたします。

民主党政権になって、幼稚園やこども園に通っている世帯で、所得の低い世帯や子供の多い世帯ほど、昨年

から手厚くなっておりますが、住民税の所得割で、18万3,000円以上にはありません。同じ築上町の町民です。補助を出すのであれば、出してほしいとの強い要望が出ております。幼稚園の保育料に対して、補助金が見つからない世帯への補助をしてもらえないかについて、町長、お尋ねいたします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 財政需要が厳しい折に、ほかの面は歳出、補助金の削減ということでしてまいりましたけれども、幼稚園の就園補助、これは保護者のほうに若干やっております。

それと、保育園の保育料、これについても国の基準よりは、安く設定をしているということで、これは私も築上町としても自負しているところでございますし、今の段階より補助額を引き上げるという形については、ちょっと応じかねるというのが現状でございますし、それは保護者にとっては安いほうがいいということにしておりますけれども、国のほうも本来なら国の財政的な危機ということで、削減傾向にあります。実際にですね。

そういう形の中で、幼保一元化とかいう話で、これもやっぱり削減の一途ではないかなと思いますけれども、私どもは、これは幼保一元化は私はすべきでないと思っております。保育園と幼稚園というのは、性格が違います。文科省管轄の幼稚園、それから厚生労働省管轄の保育園という形になって、保育に欠ける皆さんが保育園に通う、それから幼稚園はやはり学校の前段として少しでも知識を高めるためのものが幼稚園と、こういう認識を私はしておりますし、そういう形の中で幼保一元化という形については、私は好ましい状況ではないと思っております。

保育に欠けるものは、ぜひこれは町としては、何とか保育を充実させていきたいとこのような考え方でございますし、そういう意味を込めて、今のいわゆる公立3園、できるだけ堅持をし、それと私立は私立でそれぞれ特色ある保育をやっていただくというふうなことで、私立と公立が共存・共営でできるようなまちづくりをやっていきたいと、このように考えているところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 私がお尋ねしているのは、保育園のことじゃなくて幼稚園のことなんです。確かに今、築上町は、保育園に対して国の7段階よりもっときめ細やかな対応をさせていただいております。保護者も大変喜んでおります。

幼稚園に通っている親御さんが、保育園に通っている親御さんと話をして、何で同じ築上町に住んでいる子供が、そういう差があるんだろうかということが聞かれたものですから、それだったら町長に補助率をもっと上げてもらえないかどうか。国の基準は今度上がりました。3,200円に上がりましたがね、もっと町として検討してもらえないかどうか、尋ねてみましょうということで、この質問をしました。

ですから、確かに厳しい財政です。でも町長、いろんな会合の中で、築上町は子供を大事にしますと言っています。だから、保育園に手厚くしている部分の幾らかでも、幼稚園のほうにもしていただけたら、そこに通っている保護者の皆さんも、ああやはり同じようにしていただいているんだなという安心感ができるとして、この話を出しました。

だから、財政難でちょっと厳しいということですが、これもやはり検討していただいて、少しでも幼稚園に通っている親御さんが、喜べるような施策を考えていただきたいと思っております。町長は、ちょっと財政が厳しい厳しいと言われるんで、回答は難しいとは思いますが、どうでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) ちょっと今、私も余分なことまで申しましたけど、質問の幼稚園、保育料の補助についてと、これがちょっと幼稚園は授業料なんですよ。

議員(9番 西畑イツミ君) 保育料と言いました。

町長(新川 久三君) 今、授業料ですよ。

議員(9番 西畑イツミ君) 聞いたら、保育料と言われたです。

町長(新川 久三君) いや、授業料が本当だと思いますよ。

議員(9番 西畑イツミ君) そうですか。

町長(新川 久三君) はい。これは、授業料が本当で、これはもう私立学校と同じなんですよ、文科省が認可をしてですね。だから幼稚園と保育園も全く性質が違うわけですね。だからある程度経済的に裕福な人が、この幼稚園に私は行っているというそういう認識を持っているんですよ。

そしてあとは、保育をやろうと思えば自分でできる人が、わざわざ自分では教えきれないものを知識を幼稚園で習得してもらおうと、子供にですね。その考え方で幼稚園の設立はあるというふうに私は認識しておりますし、そういう形の中で、親御さんの負担を少しでもという形は、従前からこれは旧椎田町の時代から、補助の制度が若干保護者に補助をしているという制度がございますので、それはそれですずっと引き継いできているところでございませすし、あと、今後幼保一元化となったら、幼稚園の保育園化という一つの問題も出て、そうなれば、幼保一元化の形の名で、そして幼稚園が保育園化して、保育園が幼稚園化するという形になれば、そこで考えざるを得ない問題も出てくるかもわかりませんが、今の幼稚園というのは、そういう形態で設立がされて、文科省から補助金をもらってやっているというのが現実でございますし、若干は、保護者の負担を和らげていただくということで、補助をやっているということで、いましばらく今のままで我慢をしていただきたいと、このように考えているところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 確かに幼稚園は教育制度で、保育園は児童福祉制度です。幼稚園の場合は市町村の行政の法的責任はありませんが、先ほど町長も言われたように、若干であるが補助をしてやっていきたいということですので、幼保一元化については、町長、反対と言っておりますので、これはあと3年後にどういうふうになるかというのも、まだわかりませんが、ぜひ同じ築上町に住んでいる子供たちですから、若干でも予算的な措置ができるようであれば、保育園と同様に幼稚園のほうにも、補助金を上乘せしてほしいと、これは要望いたします。

次の質問に入ります。3番目に、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の影響について、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への参加で町の農産物に対する影響はどう考えているかについて、質問いたします。

環太平洋戦略的経済連携協定参加は、日本の農業を破壊し、食の安全と食料供給を大きく脅かすこと。今でさえ食料の6割を海外に依存しているのに、林業や水産業や肥料、農業機械、食品加工や食品製造業、輸送、販売などの関連産業にも大打撃となり、350万人の雇用と仕事を奪い、地域経済全体に計り知れない打撃を与えるということは、農水省の試算からも出されております。

食糧自給率を50%に引き上げるという目標が、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)の参加により、13%になると農水省は試算しています。そこで、築上町では、どのような影響が出るのかについて、お尋ねいたします。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 非常に大きな問題で、一応うちの町でどんな影響が出るかという形になれば、もうちょっと答えにくい状況ですけれども、うちの農業の町でございます。農林水産業、一次産業が主体でございますけれども、農産物の輸入自由化と漢字を書けない形で、農産物が入ってくれば、安い農産物がどんどん入ってくるという、これは間違えございません。そして、築上町の農産物が果たして売れるかという形になれば、売れなければ農業をやめざる なるような状況になるかもわかりません。そういう状況になるような想定していかなければなりませんけど、ただし、今国がいわゆる関税のすべての品目に関税撤廃化という形の方針を出して、じゃあ日本の農業にどれだけの撤廃した後、保護をしていくかという、私はこの保護策がないんで、私どもも今、このTPPについては、全国の町村会を挙げて、そして福岡県の町村会も反対の決議をしております。

だから、対応策が全くないまま自由化という形があってはだめだということで、農業が この持続的農業が日本の国でできるような対応策をちゃんと示して、自由化するんであればやぶさかでもないという意見もございますし、そうすれば、逆に日本の安全な食べ物、そういう農産物を世界に輸出できると、中国のほうも今非常に日本の農産物はいいと、品質がいい、安全でおいしいというふうな評価を受けて、だんだん需要もふえているようでございますし、そのところがいわゆるどのような影響が出るかちゅうのは想定しにくいんですが、悪い影響を考えれば、たくさんの品物が入ってくれば、これは需要がだぶついて、品物がだぶついて、需要のほうは外国の安いほうに飛びつくという形になれば、本町の農業は大打撃を受けるという考え方しか今持っておりません。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 確かに安い農産物が大量に入ってくれば、今ブランド化で、皆さん一生懸命この築上町の農業を守っていくために努力しておりますが、それが皆無になるといいますか、大打撃は受けるということは、このTPPの内容がわかってきて、皆さんもわかり始めているというのが今の現状だと思います。

それで、築上町でどのような影響が出るかと、今の段階でははっきりわからないと町長はおっしゃいましたが、確かにこのTPP参加によって、アメリカなどの大規模な何というんですか、農業のやり方には、日本では太刀打ちできないということは、もう明らかであって、オーストラリアにおいてももうすごい広大な農地をしていっているんであって、日本みたいに家族経営みたいなそういうようなやり方とは、全然違いますので、確かに大変だと思いますが、ただ私が心配するのは、先ほど町長が持続可能な対応策があれば考えられないこともないようなことを言われましたが、農産物の残留農薬とか、食品添加物なんかの食の安全基準が守られるかどうか、日本みたいにあんな厳しいのが守られるのかどうかというのが一番不安なんです。安ければいいという問題じゃないと思うんですよね。やはり中国でああいうギョーザ事件とかが起こりましたので、だからぜひそういうこれは対応をどう考えているかといっても難しい面も多々ありますが、先ほども町長が、町村会長とか全国の会議の中でも反対の方向でされているということでありまして、ぜひこれを町民にもTPPといってもはっきりどういうことはわからないという方が多いと思うので、いろんな会合の中でもこういう説明を入れて、やはり築上町の農業を守っていくためには、こういうことに参加するんでなくて、自分たちのものは自分たちで食べるというのが大事なんだというようなそういうような話も、子供を守る話ばかりをしないで、そういう話もぜひ入れていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) このTPPの話も、私は会う人には話をしてありますし、そういう形の中で何とか本町で今の形態で農業ができるような形が、ちゃんと私の責任でやっていかなきゃいかんと思っております。そのためには、

農産物がよそから、外国から入ってきたその売る価格で、日本の農産物も売って、そして所得が得られる方策を私はつくってほしいと、そういう形でなければ、持続可能な農業にはならないよという主張はやってきておりますし、国・県についての皆様方にも、そういう主張はずっとやってきております。

だから、ちゃんとしたいいわゆる保護政策でもいいと。きのうの話でもございましたね。食管法 食糧管理法という法律がございますが、当初は強制的に出させる法律が、いつの間にか農業を保護する法律になっておったという、そういう一つの考え方で、保護政策をちゃんとこれはヨーロッパはとっています。実際、ヨーロッパはちゃんと自国でいわゆる自給できるような政策ということで、輸出するのは安く、そのかわり所得は高くなるような形の農家に潤うような形の農業政策をやっておりますし、アメリカとヨーロッパは若干違います。ヨーロッパは保護的なものがございますし、そういうやっぱりヨーロッパ的な農業を日本はやっていかなければ、日本の農業はこのままでは自然放任のアメリカ式の農業では、皆さんがやめてしまうであろうということは、懸念をしているところでございます。

議長(成吉 暲奎君) 西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 確かにこのTPPの問題は、アメリカが日本の厳しいこの食の安全基準を撤廃してほしいという、撤廃せよということで、無理やりといったら言い方がおかしいんですけど、そういうことで話が入ってきているのが、一番主なことだと思います。

これは、農業だけではなくて、金融も、それから郵政民営化もこれは含まれているわけであって、だから大変な影響が及ばされると思いますので、町長が先ほどおっしゃいましたように、保護政策をきちっとするよということとは、議会も挙げてそういう意見書なども上げる必要もあるんでしょうけど、町長も全国のその町村会議の中でも、強く日本の農業を守れという声を大きくしていただいて、ぜひ築上町の農業を守っていただくようお願いいたします、私の一般質問をこれで終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

.....

議長(成吉 暲奎君) それでは、最後になりますが、13番目に、15番、宮下久雄議員。

議員(15番 宮下 久雄君) 先ほど町長からいい決断の発表がありましたので、すっきりした形で終わりたいと思っております。

最初に、東九州コミュニティー放送の件ですけれども、これは、昨日も武道議員から質問がございましたが、連続赤字決算と、それからそれに伴う出資金の取り崩しというようなことも昨日申されておりました。それで、取締役6名中5名が辞任、さらにスタッフも辞職をしいているというような状態が続いております。

こういう状態の事業をもう町が続けていく必要があるんだろうかという気を自分はしております。もう撤退を考えていいんじゃないかと思っておりますが、2月21日の臨時株主総会で役員体制が決まったということを知っております。それで副町長が、これは厳しい決断をしたんだと思っております。

取締役に就任したということでもありますので、きょうは、副町長のほうに、今後このコミュニティー放送会社をどうしていくのか。副町長がメタセのほうにも頑張るその手腕を發揮したこともございますし、サンコーのほうも現在は、苦労しているということも私は知っておりますので、彼がこの放送会社に首を突っ込んだということ、よほど覚悟しているんだろうと思っておりますので、今後の展開について、考えをまずお聞きしたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 八野副町長。

副町長(八野 紘海君) 副町長です。今、FM、東九州コミュニティー放送についてどうするのかというのは、最終的な判断については、町長等を含めて決断になるかと思えますけど、ただ、取締役6人中5名が辞任というか、1名保留になっておりますけれども、辞任したと。これについては、きのうの武道議員の質問に答えたように、異常事態というか、株主総会でも6名中1名やめるのはわかるけど、6名中5名辞任が出ているというのは、よほど赤字で、皆さん脱走ちゅうか、逃げたんじゃなからうかという株主総会での意見もありました。

そういう中で、これはあくまでも会社法にのっとった運営をしていかなければなりません。定款で3名以上15人以内という定款に入っておりますし、今の現行法上では、3名以上の取締役員が必要となっておりますので、この会社を法にのっとって運営していくには、早急に役員体制をつくる必要があるということで、私も中に入って、ほかの方々も入っていただいて、株式会社としての体制を整ったわけです。

今後、どうするかということについては、株主総会で町長が将来、防災無線的な利用もできないだろうかとこの考えもございますので、そういうことを含めて、それまでには、この会社を最小経費で放送できる体制といえますか、続けることが大前提ではなからうかと思っております。

会計の詳しい方は、どなたに見ていただいても、この財政運営は厳しいという意見は私も聞いておりますので、最小の経費で放送できる金額が幾らかということを前提をしていく必要があるかと思えます。そういうことで、それとあわせて、スポンサーといえますか、新しい協力者をお願いして、これを続けていきたいなと思っております。

株主のほうからも、私が取締役になったということで、電話・ファックス等で意見をいただいております。どうかこの会社を立て直してほしいという意見もございますので、そういう方向に向けて新しい役員と一緒にやってやっぱり会社の運営に当たりたいなと思っております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 宮下議員。

議員(15番 宮下 久雄君) では、もう今後も続けていくということですか。

放送会社は、わかりました。ただごとじゃないと思えますけれども、この取締役の交代劇ですね、この今資料があるんですけども、すごいんですね。18年5月が、林さん、隅田さん、高橋さん、八野副町長、岡部さん、19年5月が後藤県議、丸山さん、それで久本さんと松田さん、20年3月が全部これは就任なんですけども、長岡さん、21年6月が中村さん、22年6月が久本さん、岡田さん、こういうふうに入れかわり入れかわり、毎年毎年しているような状況だと。これで副町長も大変な覚悟で頑張ってくれると思うんですけども、本当に大丈夫だろうかという心配があります。出資金を取り崩されて役に立たない株券にならなきゃいいかと思っておりますんで、続けるならもうそろそろ立派な安心できる会社にしていただきたいと思えます。

先ほど、副町長、ちょっと触れましたけれども、町長の考えで将来、防災無線のような取り扱いもと言っておりますが、これは何か具体的に話してもらえるようなことがございますか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今、副町長からFMを防災無線的に使うという形でございますが、今、合併前の防災無線が、築城と椎田が別々の周波数で放送しております。これも機械の更新時期が来ると思えます。その場合に、この防災無線をもう廃止して、FMから放送すると。そして受信機は自動的にスイッチが入る受信機が今、こっち

からいわゆる放送局からスイッチを入れれば、全受信機に自動的にスイッチが入る受信機があるというふうに聞いておりますし、機が伺えれば、双方の無線機の交信時、このときにはこういう方向で切りかえてもいいんではないかなということで、今私は考えております。

そうすることによって、経費が若干省けるという形になるうかと思いますので、これはいつの時期になるかちょっとわかりませんが、今の築城のステーションにある防災無線放送、それから今この階にあります防災無線の資料の分のこの機器の損傷ぐあいによっては、切りかえも必要ではなからうかなとこのように考えております。

議長(成吉 暲奎君) 宮下議員。

議員(15番 宮下 久雄君) じゃあこれ時期は全然わからないと。ああそうですか。その防衛省の補助事業にはなるんですか。どうなんですか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まだ、そこまでの打ち合わせはしていないし、もしなれば、それは当然受信機の配付については、補助金で購入しながら配付をするという形になりましょうし、そののところまで何とかいわゆる今の経費で、先ほど副町長が申しましたけど、最小の経費で最大の収入を得るよというふうなことで、大体今私もこの前の決算書を見て、大体減価償却費の積み立てができていないということで、この前皆さんにお願いして出資をして、機械の更新をしまして、この減価償却費が大体年間400万ぐらい必要になるんですけれども、この償却費の積み立てができてなくて、経常経費の収支はとんとんにいっているということで、少し若干この分を除けば、ふえてきたかなと。

というのが、私が2年前、どうしても資金繰りがいかないということで、200万円ほど融資しました。それがすべて分割払いでございますけれども、ことしの2月でもう少しずつ返していただいて、この分は全部私に償還してもらったというふうな状況もございます。それで今、資金繰りがいっているというふうなことであれば、若干猶予になってきたんではなからうかなとこのように考えておりますし、今後収入を少し伸ばして、経費も人件費をちょっと、私が指摘したときに高い人件費を払っているということで、ちょっと抑えよという話もしました。

それから一つ、無駄になったのは、ホームページをつくって、これで200万くらいのお金をかけてやっておったけれども、このホームページがほとんど利用されずにつくただけで無駄だったというような状況もあるようで、もう勝手に当時のつくっておりますけれども、この部分でちょっと行かなくなっという状況もございますし、今あんまりこのホームページが更新されていないような状況もございますし、本来ならこれが更新してちゃんと情報を出すべきだろと思っておりますけれども、経費とそれから収入との関係で、できるだけホームページをつくっておれば利用させるよというので指摘をしておりますけれども、あと、副町長ほか取締役がおりますので、町からの監視体制と、非常に強い監視をするよ、そして民間の収益を上げると。4月から上毛町のほうも、これは公的に参加をしていただけるというふうなことで、若干スポンサー料をいただけるよになっているところで、今、みやこ町にも声をかけておりますけれど、みやこ町は、ちょっといましばらくちょっと返事待ちというところとなっております。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 宮下議員。

議員(15番 宮下 久雄君) わかりました。では、最後の質問に移ります。

これは、教育長にお願いしております。入学式、卒業式の男女を入れ混じった入場行進についてということであり  
ます。

先日、椎田中学校の卒業式がありました。そのときも女の子が二、三人続いて、間に男の子が一人入って、その  
後また女の子が二、三人というふうな感じで、男の子のほうが何か弱弱しそうに歩いていっていったわけですが、  
それから今度入場して着席するのも、その順序で着席しちゃった。どういう順序ですかと思ったらアイウエオ順ら  
しいんですね。アイウエオで席が決まっている。僕なんかは、アイウエオでいったらいつも最後のほうなんです。  
絶対最後のほうしか行けないんですけれども、そういう形の歩き方、着席の仕方ですね。多分保育園とか幼稚園  
とかは、男女がこう分かれているんじゃないかと思うんです。高校まで行ったらまた男女が分かれる、小中学校だ  
けが何でごっちゃ混ぜにするんだろうかと不思議でならんのですけれども。それから、十数年前はやっぱり男女  
別々だったはずなんですけど、いつの間にかごっちゃ混ぜと。ごっちゃ混ぜがどういう教育的意義があるのか、  
ごっちゃ混ぜにしたら子供が優秀に育つというような、昔の子供より今の子供のほうに優秀に育つんだと、そういう  
確たる何か証拠だとか論理とか哲学とかがあれば、教育長にしっかり私を教育していただきたいと思うんですが、  
いかがでしょう。

議長(成吉 暲奎君) 神教育長。

教育長(神 宗紀君) この問題を議員さんと私が酒を酌み交わしながら話をする、多分話が合うと思います。  
しかし、それは、私も自分の思いをたどってみると、中学校のときは男女別々のクラスでした。女子と同じクラスに  
なることもなかったです。それが自分が教職について、ずっとやめるまで、男子の次に女子が名簿の中でもそうい  
うふうに並んでいました。ところが最近、今おっしゃるとおり、町内の学校を私は調べてみましたけれども、全部  
出席簿は中学校まで含めて男女混合でございます。したがって、男も女もない。しかし、これは、発想の観点か  
らいえば、私はやっぱり非常に古い考え方だと思っています。やはり男女共同参画やないけれども、男女同権、  
そういう思想が根底にあって男も女も一緒やないかと、そういうところから出てきた方法だというふうに私は把握  
しております。

今、町内の様子を説明いたしましたけれども、小学校の場合は、運動会も入場も出席簿もすべて男女混同です。  
小学校の場合は、体力の差がないということもあって、体育大会やなんかも同じ混ぜて、男子と女子が混ざって  
走ると、徒競走もですね。そういうところがあるようです。ところが、中学校まで行きますと、体育大会は男女が別  
になって、別に分かれております。徒競走も男女別でございます。小学校は、築城小学校のみが高学年で男女別  
に分かれて、身長、背の高い順番から五、六人まとまって走ると、そういうふうなやり方をやっているというふう  
に聞いている。(「違う違う、教育長が間違えている」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)低学年は、男女混同という  
ふうに……(発言する者あり)これ学校に聞いて調べたんですけど。(発言する者あり)

そこは学校の、私はこれを調べたのと内容が違いますけれども、そういうふうに聞いております。今違うとい  
うことですから、男女すべて混同で小学校は走っているということが言えると思いますが、そういうところ  
です。(発言する者あり)

議長(成吉 暲奎君) 宮下議員。

議員(15番 宮下 久雄君) どういう意義があるんですか。教育的には、

教育長(神 宗紀君) もう意義は、男も女も同等であるということではないかと思えます。

私の体験で、高校の場合でしたけれども、床に女子があぐらをかいて座っていたんですね。それを私やなかったんですけど、「女の子がそんな座り方をしたらいけんよ」と注意をしたら、「どこが悪いんですか」とこう聞かれて、立ち往生しているんですね。説明ができないというか。だから難しい時代になったなというふうに私はそのときに思いました。私は定年でやめる直前でしたけれども、今はそういう時代になっていると。

今は、電車の中では、もうそういう姿は見ませんですけども、床の上に女の子が平気で座っていると。昔やったら、こんなのもう信じられない情景だったと思いますけれども、今はそういう時代になってしまっているというのは、実感です。これはやっぱり私はどうも納得ができませんんですけど、一般はそうやないでしょうか。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 宮下議員。

議員(15番 宮下 久雄君) これは、どうも教育長に聞くのは、酷なような気がだんだんしてきたんですけども、どうなんでしょうかね。(発言する者あり)自分は、男性が有利だとか、女性が有利だとかそういうことを言っているつもりはないし、言うつもりもない。けれども、この男性ということと、女性ということ、この特性というのは、この違いの特性というのは、これは人間の中で一番大きな違いと思うんですけども、それが一緒かと。男と女が一緒かということなんですがね。そういう特性を尊重していない姿じゃないかという気がしてならんのですよ。日本全国そういう形なんですかね。

議長(成吉 暲奎君) 教育長。

教育長(神 宗紀君) 今、小中学校では、すべて日本全国こういうふうになっていると思います。男女別のところは、多分ないと思います。

議長(成吉 暲奎君) 宮下議員。

議員(15番 宮下 久雄君) もうこれ以上言いませんけれども、このままいって大丈夫かという心配がございます。教育界でそれは大丈夫だという保証をしてもらえれば、それはこのままいけばいいけれども、本当に保証ができるのか。

その男と女が、男の子と女の子が同じおもりのものを持てるか。それは、男性と女性、特性は違うと思うんです。やっぱり命を守っていくというのは、女性の一番大きな特性であるし、攻撃をかけていくというのが男性の一番大きな特徴でもあると思うんですが、こういうものは、一緒というようなそういう観点で本当に大丈夫なんかと。一番大事なときの教育を担っている教育界が、どこから言われたのか、命令されたのか知らないけれども、そのまま追従していいんでしょうかという気がしてならんので、きょうは入り口だけの質問で抑えますけれども、また何か月してから言うかもしれませんので。(「3カ月後、6カ月後かわからん」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

議長(成吉 暲奎君) 神教育長。

教育長(神 宗紀君) 宮下議員さん、私一つだけ自分の体験がありましたので、参考までに申し上げますと、教育長になってあいさつの中で、一回「男は男らしく女は女らしく」と言ったんですよ、怒られました、後で。それはおかしいと。もうそう言われればそうかなと思うんですけど、僕はそういうところが、男は男らしく女は女らしくというところがあってもいいんじゃないかというふうに思うのは、私なんですよ。でも、それは注意されました。そういう経験がございます。今後の宿題にしておきます。

議長(成吉 暲奎君) 宮下議員。

議員(15番 宮下 久雄君) 終わりますけれども、自分がこういう発言をしたら、宮下君は、右翼的な考え方を持っているんじゃないかとか、すぐそういうふうにとる人がおるんですけれども、全然違うんで、だから一緒やないんでしょうかというもとの考え方がございます。だから両方、男性と女性、女性の特性というのはそれぞれあると思っていますね。それが最大限に両方とも特性が発揮されるのが、一番いい気がしますので、男の子が女らしくなっても美しくも何もなし、女の子が男らしくなってもそんなに大したものでも僕はないと思っておりますので、大事な子供を預かっておられる学校ですので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で、議長、終わります。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これで、本定例会での一般質問は、すべて終わります。

議長(成吉 暲奎君) 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。これで散会いたします。御苦労さんでございました。

午後1時57分散会